

南小国町人づくり・地域づくり事業補助金交付規則

平成 20 年 8 月 28 日

南小国町規則第 6 号

改正 平成 21 年 月 日規則第 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、南小国町きよらの郷づくり基金条例(平成元年南小国町条例第 4 号。以下「条例」という。)の規定に基づき、「日本で最も美しい村」づくり活動を行うため自ら考え自ら行う地域づくり事業に対する補助金を交付することに関し、南小国町補助金等交付規則(平成 19 年南小国町規則第 3 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象活動)

第 2 条 条例第 2 条第 1 号に規定する人づくり・地域づくり事業(人材育成のための事業及び本町の素晴らしい地域資源を活かす美しい地域づくりを住民協働により行う事業、生活の営みにより作られてきた景観や環境を守る事業)で、次に掲げるものに対して補助(以下「補助対象事業」という。)を行うものとする。ただし、団体の経常的運営に対する補助は原則として行わない。

(1) 人づくり事業に関すること。

産業・教育・文化の振興と奨励による人材育成のために、国内外での先進地の視察調査研修活動等

(2) 地域づくり事業に関すること。

ア 地域づくり計画・相互交流等の自治活動

イ 街並景観形成、農村環境及び自然環境保全活動等

ウ 手作りのイベント、特産品の開発、地域づくりに係る研究交流活動等

エ 郷土文化の保全・育成活動等

(3) その他町長が特に必要と認めるもの

(助成資格)

第 3 条 この規則により、支援を受けることができる団体又は者(以下「補助事業者等」という。)は、次の要件を満たすものとする。

(1) 町内に在住又は勤務する個人

(2) 町内に所在する団体・グループ・自治会等

(助成の額)

第4条 人づくり・地域づくり事業の補助額については、別表に規定する額を南小国町きよらの郷づくり基金を充当して予算の範囲内で交付する。

(補助の申請)

第5条 支援を希望する補助事業者等は、人づくり・地域づくり事業補助金交付申請書(別記第1号様式)を原則として事業実施予定日の1か月前までに町長に提出しなければならない。

(審査委員会の設置)

第6条 補助対象事業の審査をするために、南小国町人づくり・地域づくり審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、総務課長、産業振興課長、町民課長、財政企画班長及び教育委員会事務局長をもって構成する。
- 3 委員会に会長を置き、総務課長をもって充てる。
- 4 委員会は、会長が主催し、事業内容等については学識経験者の意見又は補助事業者等の説明を求めることができる。
- 5 委員会は、補助事業者等及び補助金の額等について審査決定する。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、その旨を補助事業者等に通知するものとする。

(事業実績報告)

第8条 補助事業者等は、補助対象事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書(別記第2号様式)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の請求及び交付)

第 9 条 補助事業者等は、補助金を請求するときは補助金交付請求書を提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者等が補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払申請書及び補助金概算払請求書を提出しなければならない。
- 3 町長は、前項に規定する書類の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の請求及び概算払請求が適当であると認めるときは、補助金の交付決定額の範囲内において、補助金の交付及び概算払をすることができる。

(補助金の取消し等)

第 10 条 町長は、補助事業者等が次に掲げる各号のいずれかに該当することを認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助対象事業の全部又は一部を遂行できなかつたとき。
 - (2) 第 2 条の活動に添わなくなつたとき。
 - (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- 2 町長は、補助金の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期日を定めてその返還を命じなければならない。
 - 3 補助事業者等は、補助金の返還を命じられたときは、関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(委任)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。
(南小国町地域づくり視察研修等補助金交付規則等の廃止)
- 2 次に掲げる規則等は、廃止する。
 - (1) 南小国町地域づくり視察研修等補助金交付規則(平成元年南小国町規則第 19 号)

(2) 南小国町景観形成推進事業補助金交付要綱(平成 8 年南小国町訓令第 10 号)

(3) まちづくり補助金交付要綱(平成 12 年南小国町訓令第 5 号)
(経過措置)

3 この規則の施行の日の前日までに、南小国町地域づくり視察研修等補助金交付規則、南小国町景観形成推進事業補助金交付要綱及びまちづくり補助金交付要綱の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成 21 年 月 日規則第 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 21 年 7 月 1 日から適用する。

別表(第4条関係)

「日本で最も美しい村」の活動

事業名	助成基準		摘要
(1) 人づくり事業(人材育成) 国内外での視察調査研究活動	国内	総事業費の50%～80%以内	
	国外	総事業費の50%～80%以内	
(2) 地域づくり事業 ア 地域づくり計画・相互交流等の 自治会活動	総事業費の50%～80%以内		計画書の提出を要する。
イ 街並景観、農村環境、自然環境 保全活動等	(1) 総事業費の80%以内 (2) 最高限度額200万円以内		
ウ 手作りのイベント、特産品の開 発、地域づくりに関する研究・交流 活動等			
エ 郷土文化の保全・育成活動等			
(3) その他町長が特に必要と認め るもの	事業申請者からの申請内容及び 実績によって町長が判断するも のとする。		

備考

- 1 事業において、旅費等を必要とする場合は、南小国町職員の旅費に関する条例(昭和36年南小国町条例第10号)の例による。
- 2 2号の申請は、原則として区の承認を経て申請するものとする。(農地・水・環境向上活動支援事業と重複しないこと。)
- 3 助成基準における補助額は事業申請者からの申請内容及び実績によって町長が判断するものとする。